

最近の物価高を踏まえ、関西労災病院は、 価格交渉に対し、必要に応じて協議いたします。 まずは担当者にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 当院では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇があった場合の価格交渉に対し、契約締結後であっても必要に応じて協議いたします。
- 3 現在の契約金額では、適正な取引維持の履行が困難である等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までご相談ください。

価格交渉に関するお問い合わせ先

担当 〒123-4567 兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院
会計課契約係

TEL 06-6416-1221 (代)

こんな時は、労働者健康安全機構契約課にご相談ください！

- 例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。
- 例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。
- 例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

ご相談先

担当 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
独立行政法人労働者健康安全機構 経理部 契約課

E-mail keiyaku@m.johas.go.jp FAX 044-411-5530